

全国通訳案内士登録申請書類一覧表（非居住者用（海外在住者））

長野県観光部国際観光推進室

【申請者本人】

必要書類	新規	登録事項 の変更	再交付	備 考
1 申請書 (様式あり)	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・新 規：全国通訳案内士登録申請書 (第四号様式 通訳案内士法施行規則第十六条第一項関係) ・変 更：登録事項変更届出書 (第六号様式 通訳案内士法施行規則第十九条第一項関係) ・再交付：登録証再交付申請書 (第七号様式 通訳案内士法施行規則第二十条第一項関係) ※複数言語申請の場合は、言語毎に作成 ※自署捺印
2 本人確認	○			<ul style="list-style-type: none"> ・外国人登録をしている方：登録証の写し ・上記以外の方：パスポートの写し
3 健康診断書 (様式あり)	○			<ul style="list-style-type: none"> ・医師法（昭和23年法律第201号）による医師免許の交付を受けた者による診断書（署名・捺印）で、3ヶ月以内に発行したもの
4 合格証書の写し	○	(○) ※	○	※都道府県間の住所変更の場合は必要
5 写真(2枚)	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・最近6ヶ月以内に撮影のもの ・無帽、正面、上半身、無背景 ・大きさ 縦3.0cm、横2.5cm ・カラー、モノクロどちらでも可
6 登録証		○	(○) ※	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年3月31日までに交付された「通訳案内業免許証」も、登録証とみなされます。 ※紛失の場合は発見時に返納すること
7 登録事項の変更が行われた事実を証する書類		○		<ul style="list-style-type: none"> ・パスポート原本等、変更内容を確認できるもの。
8 手数料	5,400円	4,200円	4,200円	<ul style="list-style-type: none"> ・県の収入証紙による
9 宣誓書 (様式あり)	○			<ul style="list-style-type: none"> ・氏名欄は自署捺印

【代理人】

必要書類	新規	登録事項 の変更	再交付	備 考
10 代理権限受 権書	○	※13 備考 欄参照		・自署捺印 下記の書類を添付すること ・登録者本人と代理人が業務上密接な関係を有することを証する書面（通訳案内士登録を条件に手配契約を締結した 契約書の写し 等）
11 定款（写） 又は寄付行為 （写）	○	※13 備考 欄参照		法人の場合
12 登記簿謄本 （履歴事項全部 証明書）	○	※13 備考 欄参照		法人の場合 （3ヶ月以内に発行されたもの）
13 変更した事 実を証する 書類（代理 人）		○		【法人の場合】 ・住所および名称変更：上記 10、11、12 を添付 ・代表者変更：12、14 を添付 【個人の場合】 ・住所変更：10 を添付 ・氏名変更：10 および戸籍抄本を添付 【代理人を変更する場合】 ・10、11、12、14 を添付
14 宣誓書 （様式あり）	○	※13 備考 欄参照		・代理人が法人の場合、役員全員（監査役含む） ・下記、留意事項を参照（様式は任意、氏名欄は自署捺印）

【留意事項】

- 「全国通訳案内士登録証」は各言語につき 1 枚発行します。
複数の言語について登録する方は言語ごとに登録証の交付申請を行ってください。
- 「代理人」とは、長野県内に住所を有し、全国通訳案内士の登録を受ける非居住者と業務上密接な関係を有する者であつて、全国通訳案内士の登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を有する者をいいます。法人か個人かは問いません。
- 代理人は、下記の青字の内容に該当しないことを宣誓する書面を提出してください。

<通訳案内士法施行規則 抜粋>

第十三条 本邦内に住所を有しない者（以下「非居住者」という。）は、全国通訳案内士の登録を受ける場合には、本邦内に住所を有し、当該非居住者と業務上密接な関係を有する者であつて、通訳案内士の登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を有するもの（以下「代理人」という。）を定めなければならない。

2 次のいずれかに該当する者は、代理人となることができない。

- 一 一年以上の懲役又は禁錮（こ）の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの
- 二 法人であつて、その役員のうち前号に該当する者があるもの

【問合せ担当窓口】

長野県観光部国際観光推進室
所在地 長野市南長野幅下 6 9 2 - 2（長野県庁 本庁舎 2 階）
電 話 0 2 6 - 2 3 5 - 7 2 5 2（直通）

【申請窓口】

最寄りの地域振興局 商工観光課
※申請の手続は、原則として本人又は代理人が申請窓口において行ってください。